

岩手県告示第527号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項の規定に基づき、宮古港港湾区域に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者の長である岩手県知事が管理することが適当であると認められ、知事と港湾管理者の長である岩手県知事とが協議して定める区域は、次のとおりである。

平成28年6月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸北沿岸宮古港海岸鯨ヶ崎地区海岸
- 2 協議して定める区域 海岸保全区域の指定（平成28年岩手県告示第526号）により指定した岩手県三陸北沿岸宮古港海岸鯨ヶ崎地区海岸に係る海岸保全区域のうち、宮古港港湾区域に接する区域の全部（別紙図面のとおり。）

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに備えておいて縦覧に供する。